

千葉市大規模コンベンション開催補助制度のご紹介

千葉市での大規模コンベンション開催を支援します！

国際コンベンション、または全国大会相当の国内コンベンションへの
最大350万円の補助金交付により開催支援体制がさらに充実します。

交付額及び補助限度額

1 交付額

補助額は会場借上費の50%以内とし2の表に定める額を限度とします。

2 補助限度額

人数要件		①補助 限度額	②重点業種 補助限度額	合計額 ①+②
延べ参加者数	延べ宿泊数			
10,000人以上	6,000泊以上	250万円	100万円	350万円
8,000人以上	4,800泊以上	200万円	100万円	300万円
6,000人以上	3,600泊以上	150万円	100万円	250万円
4,000人以上	2,400泊以上	100万円		100万円
2,000人以上	1,000泊以上	50万円		50万円
1,000人以上	500泊以上	25万円		25万円

- ・ 延べ参加者数＝参加者（登録者）数×開催日数とします。
- ・ 重点的に集積を図る業種に指定した業種で、「企業立地に結び付く」大規模コンベンションには「重点業種補助」が上乘せされます。

対象となる会議の条件

- ・ 上記表の延べ参加者数及び延べ宿泊数の基準を満たすコンベンション
- ・ 会期2日以上コンベンション
- ・ 主たるコンベンションが千葉市内で開催されること。
- ・ 主催者が日本国内に受入組織を有すること。
- ・ 国又は地方公共団体の主催ではないこと。（日本学術会議が共催するものを除く）
- ・ 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的の会議ではないこと。

申請の手続き

- ・ 補助対象の登録申請
（コンベンション開催の前年度までに）
- ・ 交付申請
（コンベンション開催の30日前までに）
- ・ 実績報告
（コンベンション開催後すみやかに）
- ・ 補助金交付請求
（交付額確定後すぐに）

※ 申請にあたっては、必ず（公財）ちば国際コンベンションビューローにお問い合わせください。